

平成22年第1回羅臼町議会定例会（第2号）

平成22年3月10日（水曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 議題第 5号 平成22年度目梨郡羅臼町一般会計予算
日程第 2 議題第 6号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 3 議題第 7号 平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算
日程第 4 議題第 8号 平成22年度目梨郡羅臼町老人保健事業特別会計予算
日程第 5 議題第 9号 平成22年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第 6 議案第10号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計予算
日程第 7 議案第11号 平成22年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算
日程第 8 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 9 議案第13号 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第10 町長・教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問

○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	松原臣君
	1番	湊屋稔君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	小野哲也君
	5番	坂本志郎君		6番	鹿又政義君
	7番	佐藤晶君		8番	山下崧君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	脇紀美夫君	副町長	鈴木日出男君
教育長	池田栄寿君	監査委員	中村一也君
教育委員長	石川勝君	教育部長	嶋勝彦君
総務企画財政課長	寺澤哲也君	総務企画財政課参事	鈴木英樹君
税務課長	野理幸文君	町民生活課長	対馬憲仁君

保健福祉課長	太田洋二君	保健担当課長補佐	川端達也君
福祉担当課長補佐	堺昇司君	水産商工観光課長	高橋力也君
建設水道課長	渡辺憲爾君	建設水道課長補佐	石岡章君
社会教育課長	中田靖君	郷土資料室長	涌坂周一君
診療所事務長	工藤勝利君	事務課長	斉藤健治君
会計管理者	五十嵐勝彦君		

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	久保田誠君	次	長	松田伸哉君
--------	-------	---	---	-------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

- ◎日程第 1 議案第 5号 平成22年度目梨郡羅臼町一般会計予算
 - ◎日程第 2 議案第 6号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算
 - ◎日程第 3 議案第 7号 平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算
 - ◎日程第 4 議案第 8号 平成22年度目梨郡羅臼町老人保健事業特別会計予算
 - ◎日程第 5 議案第 9号 平成22年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予算
 - ◎日程第 6 議案第10号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計予算
 - ◎日程第 7 議案第11号 平成22年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算
 - ◎日程第 8 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - ◎日程第 9 議案第13号 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
-

○議長（村山修一君） 日程第1 議案第5号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計予算から日程第9 議案第13号職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの9件を一括上程いたします。

◎日程第10 町長・教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問

○議長（村山修一君） 日程第10 町長・教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5 番坂本志郎君。

○5 番（坂本志郎君） 通告に基づき、一般質問を行います。

初めに、国民健康保険税についてお伺いします。

国民健康保険制度、いわゆる国保は、国全体で見ると世帯数で2,500万世帯、全世帯の50%、人口でおよそ40%、4,700万人が加入する日本の皆保険制度の根幹をなす最大の公的医療保険です。

羅臼町で見ると、総世帯数2,150世帯のうち1,340世帯、3,500人が国保に加入しています。当町の人口の60%です。羅臼町の国保税における住民負担は、これまでも全国でトップクラスであり、私は議会で引き下げを繰り返し要求してきましたが、新年度、平成22年度国民健康保険事業予算によると、前年実績比較で113.5%増、さらにふえると試算されています。私は、こうした高過ぎる保険税は住民の生活、暮らしを破壊するものになっていると思います。その上で、次の点について質問します。

1 点目、税負担が前年比較で、予算比較ですが、113.5%増になる理由は何か。

2 点目、町民の可処分所得が減っている状況下で、さらに高額な保険税を課すことは、町民の暮らしを破壊することにならないか。

3 点目、平成22年度国保事業会計予算は、歳入で一般会計から約3,000万円の繰り入れをしています。これにより約1万円の負担軽減効果があるが、繰り入れをさらに増額し、保険税の引き下げをすべきと思うが、いかがか。

4 点目、国保会計の道レベル、管内レベルの統合、いわゆる広域連合化の検討について町長の考えをお伺いします。

次に、国民健康保険証の短期保険証の発行について質問します。

高過ぎる保険税負担は、当然滞納者を生みます。滞納者には滞納の状況によって、正規保険証ではなく、医療機関に全額支払われなければならない資格証明書と短期保険証が発行されていますが、保険証のない世帯の子供たちの無保険状態が全国的に問題となって改善運動が広がり、国民健康保険法が一部改正され、中学生以下の子供には資格証明書を発行しないことが決定し、2009年4月から実施されています。しかし、切りかえられて交付された短期保険証が窓口交付のため、窓口とめ置きになって、相当数が無保険となっている実態が明らかになっています。その上で、次の点について質問します。

1 点目、羅臼町の資格証明書発行数及び短期保険証発行数の状況。

2 点目、短期保険証の窓口とめ置きの状況。

3 点目、窓口とめ置きのうち、中学生以下の子供のいる世帯数と人数及び高校生以下の子供のいる世帯数と人数。

4 点目、羅臼町の短期保険証発行の目的とその交付基準。

5 点目、高校生以下の子供には郵送で保険証を交付すること、また、札幌市と同様に、窓口交付をやめて、全部郵送にしてはどうかお伺いをいたします。

次に、過日の新聞報道によると、小中学校の給食費について、これまで後納制をとって

いたが、悪質な滞納者がふえたので前納制を実施し、滞納を未然に防ぐことを目指すとなっているが、この前納制導入経緯と制度変更趣旨及びその効果をお伺いし、再質問を留保し、壇上からの質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 坂本議員から3件の御質問をいただきました。私に対しては2件の御質問でありますので、それぞれお答えを申し上げます。

まず1件目の国民健康保険税に関して、4点の御質問であります。それぞれ関連がございますので、一括してお答えいたします。

平成22年度の国保税で、町民負担が大幅に増額するのではないかとということであります。参考資料の予算概要では、昨年度との当初予算対比は1世帯当たりの課税額で2.3%の増加となっており、金額では8,063円の増額と試算しております。ただし、このことにつきましては、昨年12月末の国保加入者数を参考としており、あくまでも予算上の概算でありまして、本年4月1日現在の加入世帯数及び加入者数並びに加入されている方の前年度の所得によって決定されるものであります。

また、国民健康保険税につきましては、歳入見込み予算から自動的に算出する保険料とは違って、税率によって個人負担が決まってくることから、条例により税率の変更をしない限り、同一の条件の世帯であれば税額の変更はありません。

現在審議されております国会において、保険税の限度額の一部変更が見込まれており、当町におきましては6月の課税前に臨時議会を予定しており、その際、御審議いただく予定であります。

国の制度として国民皆保険制度が制定され、約50年を経過し、世界一の長寿国となりました。この間に国保の果たしてきた役割は非常に大きなものがあります。しかしながら、近年、保険制度を取り巻く環境は大きく変化してきております。もともと低所得者層の多くが加入する国保財政にあって、高齢化社会や介護保険制度に対する支援など、多くの負担が強いられており、市町村が運営する国保に限界が来ているものと感じております。これまでも、都道府県単位で高額な医療に対する支援や前期高齢者支援などに対し一部広域的観点で共同事業を進めてきておりますが、私といたしましては、国保の運営自体を、国または都道府県が行うべきであろうと考えております。

国保税の個人負担についてであります。当町の財政状況の中で、私はこれまで、国保税の算定にかかわる平準化や予算策定時の収納率、算定などで、できる限りの対策を行ってまいりました。国の法律のもとで行っていることを御理解いただきたいと思いますし、全国的には3割の方が国保加入者であると言われていた中であって、羅臼町は御案内のとおり町民の約7割が国保加入者であり、全道では一番の加入率となっております。

税負担軽減のための一般会計からの繰り入れのことでありますが、私といたしましては、一般会計も余裕のない中で、熟慮の末、全会計全体の財政状況を勘案しながら総合的に判断し、今回議案を提出させていただいておりますので御理解を賜りたく存じます。

2件目は、国民健康保険短期被保険者証に関し5点の御質問であります。

羅臼町の国民健康保険被保険者証につきましては、毎年10月1日に更新をし、昨年更新時の対象者は1,340世帯、被保険者は3,539名となっております。そのうち、国税を納付しない世帯には、国民健康保険法第9条の規定により被保険者証を返還していただき、被保険者証資格証明書を発行する場合と、市町村が被保険者証の有効期間を定めることができる短期被保険者証を発行し、納税相談をしながら応じている状況であります。

ここで、回答が前後するかと思えますけれども、短期被保険者証の発行の目的と交付基準のお尋ねがありました。

交付目的は、国税滞納世帯に対し継続的に納付相談や納付指導を行い、滞納の解消に努めることであります。また、交付基準であります。羅臼町では平成12年度より内部規定を設け、有効期間を1カ月、3カ月、6カ月とする3種類の交付で運用しております。短期1カ月とは、納税相談時に納付計画を立てない者、納税相談に応じない者、資力があるにもかかわらず納付しない者であります。次に、期間3カ月とは、納税相談後、継続して納付状況の管理を必要とする者、滞納額が50万円以上、あるいは滞納期間が2年以上の者であります。また、期間6カ月とは、現年課税分に納付見込みがあり、滞納分にも納付見込みがある者としております。なお、短期被保険者証を発行する上で、世帯に属するすべての被保険者について同一の有効期間としなければならないことから、法に準拠して対応しているところであります。

次に、羅臼町の資格証明書及び短期被保険者証の交付数であります。

いずれも、本年1月末現在の数値でお答えいたしますが、資格証明書の交付は2世帯2名で、そのうち18歳以下の子供は含まれておりません。また、短期被保険者数の交付数は206世帯で593名となっております。

次は、短期被保険者証のとめ置き状況であります。本年1月末現在で86世帯141名の方が対象で、短期被保険者証の継続切りかえをしない方や、納税相談に応じてもらえず、役場にも来ていただけない方が未交付となっております。

また、未交付世帯のうち中学生及び高校生以下の子供のいる世帯と人数のお尋ねがありましたが、対象は9世帯14名で、そのうち高校生は1名であります。

ここで、未交付世帯から病院や診療所に受診したい旨の申し出があった場合の緊急的な対応であります。これは子供に限定することなく、即刻、短期被保険者証を発行し、柔軟に対応しているところであります。

また、昨年12月末の厚生労働省からの文書で、資格証明書交付世帯に属する中学生以下の子供に対する短期被保険者証の交付について、速やかに手元に届けるよう通知がありました。羅臼町としても、現在とめ置きとなっている高校生以下の子供のいる世帯では、電話で納税相談をするとともに、受診機会を確保すべく、必要に応じ短期被保険者証の発行をしている旨の説明をさせていただいているところであります。

最後の御質問は、高校生以下の子供の短期被保険者証を郵送してはどうか、さらには、短期証交付世帯についても窓口交付をやめて、全部郵送してはどうかのお話がありました。被保険者資格証明書対象世帯は、先ほど申し上げましたとおり、高校生以下の該当者はおりません。なお、被保険者資格証明書発行まで至らない滞納世帯への対応であります。納税相談をしていただいた後、短期被保険者証を発行するなど、収納対策を地道に進めている経緯がございます。この短期証制度があるからこそ納税に至る場合もありまして、納税相談に応じない者に対し、窓口交付をやめて自動的に被保険者証を郵送することについては、現段階では考えておりません。

なお、現在国会では、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案が本年2月11日付で提出され、現在衆議院で審議中であります。改正案では、資格証明書世帯の中学生以下の子供に交付している6カ月の短期証発行措置を、高校生世帯まで拡大しようとしております。

また、現在の短期証制度では、同一世帯内の被保険者には同じ期間の短期証しか発行できないことになっており、一方で、資格証明書世帯の子供には6カ月の短期証交付が義務づけられているため、長期滞納世帯の子の方が有効期間が長いという逆転現象が起こるケースも指摘され、子供に短期証を交付する場合には、すべて一律に6カ月以上の短期証を交付することとした改正内容となっております。これら改正法が可決されれば、18歳未満の子供に対しては有効期間を6カ月以上としなければならないことから、今後の法改正の動向を見ながら、子供に限定して郵送に向けた検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。3件目につきましては、教育長から答弁がございます。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 坂本議員から、学校給食費前納制度の導入経過と納入方法変更の趣旨及びその効果予測につきまして御質問をいただきました。

学校給食は、生活様式の価値観が多様化する中、家庭では食べるものが少なくなった食材も含めて、学校における食育の一環として重要な役割を果たしております。また、運営費は、学校給食法の定めるところにより、食材の原材料費は保護者の負担、光熱水費や調理員の人件費など給食センターの維持管理費は設置者が負担して運営されておりますが、ここ数年、子供たちに安全・安心な学校給食を継続していくために、解決しなければならない大きな課題が3点ございました。

1点目は、アレルギー体質の児童生徒への対応であります。平成21年当初の実態調査の結果、小麦を初め魚卵類、乳製品、魚介類など、15品目に当たるアレルギー体質の児童生徒がいることが判明しております。これらに付随する食品は多岐にわたっておりますので、給食センターではできる限り個別の対応を行っているところでありますが、家庭の協力がなければ、年々対応が困難な状態になってきております。

2点目は、現在の給食費の設定は月決めの設定となっており、食べても食べなくても一

定額の納付と、一定量の調理をすることになっていきますので、喫食数に応じた設定に改善する必要がありました。

3点目は、学校給食費の滞納額が、ひとり親世帯の増加や経済状況の変化を受けまして年々増加していることでもあります。これまで、未納・滞納解消に向けた取り組みや、学校長からの請求行為や、教育委員会としても学校と連携し、現年分の未納が3カ月になりますと催告状の発付や家庭訪問を行い、誠実な納付を督促しておりますが、平成20年度決算では100万円を超える滞納額が発生し、平成21年3月末の累計で666万円に達しております。特に、直近の5カ年で465万円の滞納額となっておりまして、滞納総額の約70%を占めております。これらの課題を解決していくために、昨年4月に開催された羅臼町小中学校校長会へ、当町に適した望ましい納付制度について諮問をさせていただき、昨年10月5日に答申をいただきました。多様化するアレルギー対策、喫食数に応じた給食費の設定、さらには給食費の滞納額が増加する中、学校長が徴収義務者として対応することが年々困難な状況となっている実情であります。

そこで、現行の食べた月の翌月に納入する後納制度から、学校行事などの年間計画をもとに、あらかじめ保護者に献立や年間の月別納付額を示すことによって望ましい形態が期待できるといたしまして、前納制度の導入も有効な方策で、おおむね理解するとの見解が示されました。これを受けまして、10月26日に開催いたしました第10回教育委員会におきまして協議を行い、前納制度の導入を決定いたしました。

具体的に推進するために、羅臼町独自の方策として、現行の給食費や学用品を援助する準要保護世帯の認定基準として定めている所得水準を、生活保護費の1.3倍から1.5倍に引き上げるほか、児童扶養手当受給者で準要保護の認定を申請される世帯はすべて認定するよう規則の改正を行い、少しでも多くの方々が利用できるよう適用枠の拡大を図ることといたしました。新たな制度でありますので、保護者に十分、定着する期間や学校事務の定着期間などを勘案し、半年程度は申し込み数の給食数を提供し、児童生徒への影響が極力及ばないように配慮することといたしました。

また、制度の理解を深めるために、校長会とのたび重なる協議を経て、学校給食運営委員会での協議、学校事務担当者、養護教諭への説明会を行ったほか、春松地区、海岸町地区、岬町地区、市街地区、峯浜地区での説明会を開催し、さらに全町への広報、小中学校、幼稚園5歳児の全保護者に、制度の改正と今後の手続などについてパンフレットを作成し配付いたしました。

また、現在、何らかの事情で学校給食費が未納、滞納となっている御家庭や、納付が遅れごみな御家庭につきましては、個別訪問をさせていただきまして直接内容の説明を行い、理解をいただくようお願いをしております。

お尋ねの、効果の予測ではありますが、1カ月前に保護者に献立を示すことによって、学級ごと、学校ごとの調理量が決まり、従前の一定量の調理から必要量の調理になりますので、食材の節約につながりますことや、多様化するアレルギー対策として保護者との連携

を図り、弁当の持参をお願いをしたり代替食を用意するなど、よりきめの細かな対応が可能になること、喫食数に応じた給食費の設定の改善が図られること、さらには学校給食の負担の公平を堅持し、未納を予防し、平成7年度以来14年間据え置いている1食当たりの平均単価を維持しながら、安全・安心で質の高い給食を提供していくことなどが期待されるところであります。

新政権により子ども手当が創設され、学校関係の費用が未納にならないよう趣旨の理解を求めていることでもあります。この新しい学校給食費の前納制度の実効を上げるためには、何よりも保護者の深い理解が不可欠でありますので、制度の定着に向けまして引き続き努力を傾注してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 最初に、給食費の前納制度について再質問いたします。

私、気になっていたのは、未納の場合の対応ということが一番気になっていまして、発表した直後の新聞報道1紙は、未納は給食を提供できない場合もあると、こういう表現でした。もう1紙は、原則として給食は出さないが、当面はその分も用意して親への説得を進めると、こういうふうになっていましたので、私は、そのときに瞬間的に感じたのは、例えば小学校1年生の子供が、親が払わなかったら、そのクラスでその子だけ給食が出されないということになるのかと、そういうことをすごく危惧したものですから、今回この質問をさせてもらいました。

先ほど教育長のお答えの中で、半年間は継続をして周知徹底を図っていくのだと、激変緩和措置ということなのではないでしょうか、ということでしたので納得をいたします。この学校給食についての考え方ですが、子供たちにとって学校給食を安全に質の高いものとして提供していく、これは、父母、親御さんですね、あるいは教育関係者はもちろん、我々町民にとっても大事な問題だというふうに私は思います。この学校給食を考える上で基本となるのは、学校給食法というのがありまして、これによって学校給食が教育の一環であるという法的根拠が確立されました。それで、行政の責任で学校給食を充実させていくということが明記をされたということになっています。

この学校給食法の第一の目的ですが、学校給食が児童生徒の心身の発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものとしています。

第2条、目標ですが、学校給食は日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養う、学校生活を豊かにする、食料の生産、配分及び消費について正しい理解に導くこととしています。このように学校給食は、単に食事ということではなくて、公教育の不可欠の厚生分野として位置づけられているわけです。

私は、この未納対策も含めて、学校給食に関するさまざまな問題や課題があるわけですが、こういうことを考えるとき、まずこの観点を踏まえることが非常に大事だというふうに思っています。責任のない子供が被害者となる制度運用、こういうものについては私は

是としません。しかし、一方で、滞納問題の解消に向けた給食費前納制度と子供たちへの給食提供のあり方について、今後注視をしていきたいというふうに思います。

続きまして、国保税について再質問します。

町長も若干触れておりましたが、羅臼町の予算構造は6割が交付税依存、自主財源は2割ということで、硬直した、ある意味自由のきかない予算というふうに言うことができると思います。あわせて2009年度から財政健全化法が施行されましたので、普通会計と公共事業会計、あるいはこの国保会計なども連結決算で、市町村で言うと30%以上になると財政再生団体と、こういうことになって国の管理下に置かれます。この国保会計も特別会計の一つであり、当然連結決算に含まれます。このため、国保会計では赤字解消のため、国保税の引き下げ、保険税徴収の強化、資格証明書や短期保険証の発行、そして、差し押さえなどのペナルティーを強化することになります。その上で、保険料の収納率について質問をいたします。

国の2008年度の国保料の収納率は、前年比2.1ポイント低下の88.3%です。これは、国民皆保険制度となった1961年以降最低の水準です。羅臼町で見ると、2010年度、新年度の収納率予算は93%で試算されていますが、過去3年間、2007年、2008年、2009年の収納率予算と決算における確定収納率を教えてください。

○議長（村山修一君） 暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時36分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

税務課長。

○税務課長（野理幸文君） 予算の収納率につきましては、いずれの年度も93%でございまして、決算の収納率を申し上げますと、現年度、過年度、それぞれ含めまして、収納率は20年度では61.9%……、失礼いたしました、現年度で答えをさせていただきます。現年度は、20年度は91.3%、19年度は91.1%、18年度は88.9%ということになっております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） ありがとうございます。およそ予算より平均すると3%ぐらい低く、90%くらいということかと思えます。当町の実質収納率は、平均して大体この3年間で言うと90%ということになります。それでは、この収納率が本来は100%でなければいけないわけですが、10ポイント低い、この原因はどこにあると町長はお考えかお答えください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 先ほど坂本議員の最初の御質問にありましたように、国保税の

負担額が非常に高いということについては、私もそれを認めるところでございます。我がまちの今までの国民健康保険の規則的な課税という状況の中であって、一番理想的なのは、税率を余り変えない中で、決算の結果、剰余金が出た場合には財政調整基金として、きちんとそういう税の軽減であるとか、あるいは法律の改正によって税の負担の変動が著しくないように、その緩和策としてそういう財政調整基金を持つべきであろうということであったと思いますが、我がまちは過去においてそういうことをしないで、決算で余裕が出た場合は、次の年の保険税の軽減に充当したという経緯が今までであったわけでありませぬ。

逆に、では、少なかった場合はどうしたかということ、翌年度の保険税に賦課課税をしたと、そういう実質的な運用を図ってきたということでもありますから、本来であれば、そういう財政調整基金をもって、そういう変動に対応するべきであったということであろうというふうに思います。

したがって、そういうことも一つの要因として滞納ということもありますし、滞納のことにつきましては、国保税ばかりではなくて、町民税、あるいは固定資産税全体にも言えることでありまして、このことについては坂本議員も決算特別委員会等々で、御審議の際、十分御承知かというふうに思いますけれども、いずれにしても、国保税については一定の負担の限界を超えている部分も、状況によってはなきにしてもあらずということは私も認めざるを得ないというふうに思っているところであります。

したがって、先ほど申し上げましたように、新年度においては何とか全体調整の中で、昨年も一昨年も一般会計からの繰り入れはできませんでしたが、ことしはそういう状況の中で何とか全体を調整しながら、3,000万円の繰り入れを行おうということにしたわけでございますので、その点をひとつ御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） もう1点参考のためにお聞きしますが、例えば、所得300万円、夫婦子供2人、4人世帯の場合、当町の年間国保税は一体幾らになるか。2008年度、あるいは2009年度どちらかの年度でもいいです。お答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） ただいまの御質問でございます。所得300万円ということでございますので、大体給与に直しますと450万円の給与収入ということになります。平成20年度の数字でございますが、医療分、後期支援分、それから介護分も含めまして、ただいまの世帯ですと50万5,100円ということになります。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 50万円ちょっと超えるということですか。政令市で一番高い市は福岡市という市です。一番高い市ですよ、全国で。ここの今言った所得300万円、夫婦

子供2人、同じ事例で、国保税、国保料かちょっとわかりませんが、ここで44万8,500円。今50万円ですから、全国トップクラスというのは、ここでも証明されているというふうに思います。これは、やはり他市と比較しても非常に高い。町長もそういう御認識のようですが、住民の重い負担となっていることがわかります。所得300万円で50万円ですから、はるかに1割は超えて2割に近いですね。これは国保税。しかも、この高い保険税を払った上に病院にかかると3割負担。さらに、道町民税があって、もしかすると国民年金も支払う必要があるかもしれない。家賃もあるかもしれない。私は、羅臼町の国保税は限界を超えていると。少なくとも、わずかでも前年よりアップさせるということは許されないのだというふうに思います。

時間がありませんので次に移りますが、短期保険証について伺います。

先ほどお答えがありましたけれども、羅臼町では、医療機関の窓口で医療費を全額払わなければならない資格証明書発行は2世帯、2件。短期保険証は1カ月、3カ月、6カ月とあって、206世帯の被保険者数で593人という答えだったのでしょうか。私が去年の12月の時点で調べた時点では322世帯、被保険者数で832人が短期保険証でした。去年の12月の時点よりは少し減っているのかなと思うのですが、去年の12月時点の数字で見ますと、これは羅臼町の国保加入世帯4世帯に1世帯に相当します。

先ほど短期保険証の発行基準の説明がありました。短期証は滞納世帯に対するペナルティとして発行されており、言いかえると、羅臼町は国保加入者の4世帯に1世帯が保険料の滞納世帯ということになっている。昨年1月1日現在の道内、北海道の市町村国保の滞納世帯のデータがあります。羅臼町の非正規保険証、資格証明書や短期証の発行率は23.1%、これは国保の加入世帯を非正規保険証交付世帯で割ったものです、23.1%。4世帯に1世帯が滞納しているということについて、町長にどのように考えているかお答えをさせていただきたかったのですが、同じような質問になってしまっているのですが、先ほど町長は、やはりちょっと高いのではないかというお答えがありました。私はそのとおりでと思います。高過ぎるのだというふうに思います。

この非正規保険証発行率、当町の23.1%の意味するものですが、全道213市町村の平均で見ると、全道平均の発行率は11.3%です。発行率がゼロという自治体も13あります。釧根管内2市10町1村では、平均で12.9%です。根室管内で見ますと、根室市は8.3%、標津町7.3%、中標津町12.0%、別海町6.1%です。私が調査したところ、羅臼町の非正規保険証の発行率23.1%は全道で一番トップなのです。

一方、今のこの23.1%というのは、国保加入世帯に対する非正規保険証の割合です。滞納世帯に対する非正規保険証の発行という、こういう数字がまたもう一つあるのですが、昨年1月現在のデータによると、昨年は308世帯ということで羅臼町はカウントされていましたが、羅臼町は308世帯の滞納者に対して、308の非正規保険証が発行されている。発行率100%です。これも釧根管内で見ますと平均は58%です。管内市町村は、滞納世帯のうち42%の世帯には正規保険証が発行されている。なぜ、こんなに

も割合で差が出るのか不思議ではない。先ほど短期交付証の基準の話がありましたが、羅臼町はもしかすると、滞納世帯を100%悪質滞納者と決めつけて、短期証を交付するというように機械的処理をしているように思われるのですが、当町の内規にある国民健康保険短期証の交付基準及びその運用に問題はありますか、お答えください。

○議長（村山修一君） 税務課長。

○税務課長（野理幸文君） ただいま内部規定の御質問がございましたけれども、国民健康保険が平成12年度に改正をされまして、この資格証明書、そして短期交付証というようなことでも改正をされて、順次運用されているところでありまして、当町におきましても平成12年4月1日から法に準拠した形で執行しているというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 羅臼町が100%で、釧根管内平均が58%というのは、羅臼町を除く他の自治体は、滞納者について、半分くらいは事情を考慮して正規の保険証を渡しているということを意味している。

時間がありませんので次に移りますが、短期保険証の窓口とめ置きについて質問します。

羅臼町の窓口とめ置きは、先ほどお答えの中で86世帯、被保険者数で141人、この人たちは事実上、無保険状態です。町長から厚労省通知の詳しいお話がありましたので、行政のほうとしては全部つかんでいるというふうに思いますが、2009年12月16日に、短期保険者証の交付についての留意点という通知が厚労省保険局国民健康保険課長名で出されている。この通知は、短期保険証が世帯主が窓口に取りに来ないことにより被保険者の手元に届いていない場合、電話連絡や家庭訪問等による接触を試み、速やかに手元に届けるよう努めること、こういうことになっている。

この無保険問題は、憲法25条、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が剥奪されている問題というように私は考えます。窓口に来るように、あるいは電話連絡をするなりということで努力をしているということでしたが、国民健康保険法では、第9条第2項、世帯主は市町村に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができるとして、被保険者に保険証の請求権を認めています。

さらに、施行規則第6条では、保険者は、保険者というのはこの場合、羅臼町のことを言いますが、羅臼町は世帯主に対して非保険者証または被保険者資格証明書のいずれかを交付しなければならないとしています。私は、窓口とめ置き問題、これは今実は全国で大問題になっているのです。この窓口とめ置きということは、被保険者に一定期間以上保険証が届けられていないということの意味するわけですが、今言った国保法、同施行規則に違反しているのではないかなというふうに思います。1958年に成立した新国民健康保険制度は、病気と貧困の悪循環を解決し、だれもが安心して医療を受けるために創設され

た制度です。制度の創設経過趣旨から見ても、安心して医療を受けるということは、すべての国民に付与されている権利であると言えます。

したがって、保険料を滞納したということで短期証に切りかえ、さらにその短期証さえ、来なければ滞納分を取れないということはもちろんあるわけですが、これを窓口のとめ置き状態にして非保険者に交付しないということは、憲法第25条に基づくかけがえのない権利を奪うことであり、許されないというふうに私は思います。

その上で、私は羅臼町に次の点について改善をすべきと考えます。3点申し上げます。

第1点、子供たちの無保険解消のため、高校生以下の子供のいる短期証交付世帯、あるいは資格証明書交付世帯については、滞納の有無ありなしにかかわらず、速やかに有効期限6カ月の短期証を子供たちに交付すること。法的根拠条文、2008年12月成立、国保救済法及び2010年2月2日付通知、国保法等の一部改正。

第2点目、窓口とめ置きとなっている短期保険証は、一定期間、1カ月を過ぎた時点で訪問または郵送により保険証を届けること。法的根拠条文、2009年12月16日付厚労省通知、短期保険証の交付についての留意点。

第3点、1カ月、3カ月の超短期証を廃止し、短期証は有効期限を6カ月に統一し運用すること。法的根拠条文、2009年12月16日同厚労省通知。

以上、3点について改善すべきと思いますが、町の考え方をお伺いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま坂本議員から、短期交付証に関して3点の改善すべきという御指摘がございました。

この短期被保険者証の交付等につきましては、本来であれば、町としても、できればしないに越したことはないというふうに思っておりますけれども、国の法律の中でのルールに基づいて、我がまちとしても、それに準拠した形の中で取り扱っているということでございますので、このことにつきましては坂本議員の御意見として賜っておきたいというふうに思います。その中であって、法律の範囲の中でもって弾力的にそういうことができることがあるとするならば、当然検討はさせていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 今、3点の改善をしてはどうかということをお話ししました。3点の改善の法的根拠も説明しました。もう少し詳しく説明しますが、私は、高校生以下の子供には無条件に短期証を子供に対して発行せよということなのですが、08年12月成立の救済法、国民健康保険法が改正されて救済法というのができた、これはこういうことなのです、かみ砕いて言います。09年4月から、国保税滞納世帯であっても、中学生以下の子供には無条件に短期証を交付することになっている。09年4月から10年3月、ことし、現在までの約1年間、羅臼町は約13名の中学生を無保険状態にしている。もしかすると、これはこの救済法に違反していませんか。

もう1点、09年12月16日厚労省通知の短期保険証の交付についての留意点ですが、窓口とめ置き防止のため、窓口に取りに来ない場合は、電話連絡や家庭訪問等により接触を試み、一定期間はやむを得ないが、速やかに手元に届くよう努めることとなっている。これはとめ置きを防止するため。この一定期間が今問題になっているのですが、一定期間は約1カ月というふうに理解するのが正しいというふうに私は思います。

それからもう1点、私は、高校生以下の子供まで、滞納のありなしにかかわらず、その子供に6カ月の保険証をとというお話をしましたが、これは、平成10年2月2日付、国保法一部改正の通知が出されています。これはこういう中身なのです。平成10年7月1日より、中学生以下というふうに救済法はなっていますが、これを拡大して、高校生以下についても6カ月の短期証を交付せよということになっている。それで、私は先ほど、改善してはどうかというお話をしたわけです。

時間がありませんので、最後になりますが、高い保険料の原因は自治体だけの責任ではもちろんありません。重い保険料負担は国保会計に対する国庫負担、国の負担を引き下げてきた国に大もとの責任があることも実は事実なのです。国保加入者の保険料のほか、地方と国の負担から成る国民健康保険ですが、1984年当時は自治体の国保会計の49.6%を占めていた国庫負担が、2007年度には25%にまで下がって、その結果、全国の1人当たりの保険料が2倍以上になっています。全国の自治体では、こうした重い保険料を引き下げるために、基金の取り崩しや一般会計からの繰り入れ等で努力をしています。

直近の事例では、釧路市も保険料引き下げ、これはまだ未確認ですが、中標津町でも2010年度引き下げの方向で提案されるとも聞いています。町長は、2010年度、全会計の黒字化を早急に実現するとして新年度を財政基盤強化の年と位置づけ、この間御苦労されていることは理解しつつも、町民にとてつもない国保税負担を強いて、一方で基金積み立てに7,000万円を繰り入れる。旧国保病院の不良債務6億7,000万円について、当初6年間で解消する計画を、前倒しで2年間で解消したと言う。私は、町民に重税を課して町財政を守るという主客転倒のようにも感じます。町長は今般、国保会計に一般会計からルール分以外に約3,000万円の繰り入れをしています。国保税の上昇を抑える意味では大いに評価できるものです。しかしながら、現在全国でもトップクラスの国保税負担の引き下げは、さらに継続して努力する必要があります。

その意味では、行政として国保加入者の高額な国保税の痛みを感ずるべきです。そして、国民がひとしく持っている医療を受ける権利、これを窓口とめ置きというペナルティーを化して課して奪うことは許されません。厚生労働省通知に基づき、まず18歳以下の子供たちには、有効期限6カ月の保険証を、法律にのっとり無条件に交付すること、そして、窓口とめ置きの無保険状態を解消すること、このことを強く求めて質問を終わります。

○議長（村山修一君） ここで、11時15分まで休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番高島譲二君に許します。

高島君。

○3番（高島譲二君） 通告書に基づき、安全操業の漁船銃撃事件について、診療所の改築についての2点について質問をいたします。

まず1点目は、安全操業の漁船銃撃事件について伺います。

本年1月29日に、国後島沖で安全操業で出漁した羅臼漁協所属の漁船2隻が、ロシア国境警備隊のヘリコプターより銃撃された事件が発生しました。理由はどうであれ、日本の国旗を掲げ、船名船籍がはっきりしている漁船を銃撃することは、人命的観点から許しがたく、まことに遺憾であります。

銃撃された漁船2隻は、海上保安本部の調査で漁船の位置情報を示す衛星通信漁船管理システム、VMSを作動していなかったとして、海面漁業調整規則違反及び安全操業区域外で操業したとの容疑で、両船長が安全操業という枠組みにおいて初めて逮捕されるという事態になりました。この事件は、世界自然遺産・知床を抱き、また、本年は世界自然遺産に登録されて5周年、羅臼町となって50周年、開基110周年など、各周年記念を迎える我がまちにとって大きなマイナスイメージとなっております。

また、安全操業に道を開いていただき、多大な御尽力をいただいた鈴木宗雄代議士を初め、多くの内外の関係機関、関係者の皆様方の御苦勞を思うと大変申しわけなく、心が痛む思いであります。このような不名誉な事件が再び繰り返されないように、漁船所属の羅臼漁協とともに我々まち全体の問題として真摯に受けとめ、再発防止を真剣に考えていくべきであると思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

その上で、この問題の背景には、狭い根室海峡に現在も毎年数回にわたりロシアのトロール船が操業している問題があります。この海峡には、スケソウダラのように回遊する魚の産卵場と作事場があります。トロール漁法は海底を荒廃させ、根こそぎ乱獲するおそれがあり、海の生態系に悪影響を及ぼし、資源枯渇につながるなどの問題があり、危惧されるところであります。自然環境を保全する意味においても、根室海峡でのトロール船の操業停止を関係機関へさらに強く要望すべきだと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

2点目は、診療所の改築についてお尋ねします。

先月2月25日に、議会の診療所建設特別委員会において、診療所改築の構想図、また、3月5日に概要図が示されました。説明では、所長である本田先生の考えを初め、医療スタッフ側の考えを反映させたとの御説明をされております。他方、それを利用する立

場の町民、患者の皆様の声、考えをお聞きする必要があるのではないかと考えます。私のもとには、町民の皆様から、診療所改築及び診療体制に関する町側との意見交換の場を持ってほしいとの要望がございます。

ちょうど1年前となりますが、昨年3月の定例議会において、平成21年度町長行政施行方針を公表されました。その中で、診療所建設には、町民参画のもと建設に向け取り組みを推進すると述べられ、同時に、私の一般質問においても、町民の意見を弾力的に取り入れたいと御回答いただきました。しかしながら、町民の皆様との意見交換の場はいまだに実現されておらず、既に1年が経過しており、町側の建設着工予定期日まで残された時間が少なくなってまいりました。どの時点で、町民、患者の皆様方の御意見をお聞きするおつもりでしょうか。

また、改築後の診療体制、運営などの計画についても、いまだお示しいただいておりません。あわせてお尋ねします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま、高島議員より2件の御質問をいただきました。

まず、1件目の安全操業の漁船銃撃事件について、2点の御質問であります。1点目としては、本定例会初日の行政報告でも述べましたように、このたびの安全操業における漁船の船長2人の北海道海面漁業調整規則違反で略式起訴されたこと、また、北海道の調査により、13隻について意図的にVMSの電源を遮断していたことも判明しましたことは、まことに残念であり、関係機関を初め多くの皆様にも多大な御迷惑と御心配をおかけしていることにつきまして、町長としても大変申しわけなく存じております。

通告の中では、具体的な再発防止ということはありませんでしたが、町全体としてどう考えるかということではありますが、再発防止につきましては、現在、北海道でも調整中ということも伺っております。今後、このようなことが起きないように、町としてのかかわり方を慎重に見定めながら、漁協とも協力しながら対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。また、いかなる理由があるにしろ、何ら防御手段のない漁船及び漁船員に対し、銃撃するという行為はまことに遺憾であります。

2点目の、ロシアトロール船操業による資源の枯渇や、漁業被害については、今日まで町の重点要望として、毎年、根室地方総合開発期成会、あるいは北海道町村会、さらには町単独の要望として、北海道を通じ水産庁や外務省など、関係機関に対し即時操業停止の陳情及び要請を行っているところであり、今後も漁業協同組合とも連携しながら継続して要請してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、北方四島周辺海域における安全操業の安定的継続を、関係要路に対し要請してまいりたいと考えているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

2件目の、診療所の改築について2点の御質問でございます。

1点目の町民及び患者の皆様の御意見を、いつ、どの時点でお聞きするのかとの御質問でございますが、昨年の3月議会で申し上げましたとおり、基本設計の概要が整い次第、全町民に対し、新診療所建設についての概要、図面等を掲載した広報を配付し、広く町民の皆様に御意見をお聞きし、実施設計の中に反映させていきたいと考えております。

2点目の、改築後の診療体制と運営についてでございますが、診療体制につきましては、入院ベッドの再開及び救急患者の受け入れなどを想定いたしますと、常勤医師3名の確保は必要と考えており、さらに、看護師など医療スタッフの確保を図りながら対応をしております。また、運営につきましては、町内唯一の公的医療機関の使命もあることから、現状においては公設公営と考えておりますが、以前から申し上げておりますように、状況いかんによっては、公設民営も視野に検討をしてみなければならないと考えているところであります。

以上でございますが、御質問の件につきましては、先般開催いただきました議会の診療所建設特別委員会において御説明させていただいておりますので、重複する部分もありますが、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 安全操業の問題は、日露政府の信頼の上に成り立って行われているというふうに思っております。信頼関係の象徴とも、また、ガラス細工の協定とも言われているデリケートな協定でございます。安全操業の最初の取り決めの精神を、もう一度きちんと羅臼漁協とともに確認して、ルールを守るという意識を高めることが大事ではないかと思っております。

ここで、2月13日付の北海道新聞の21面と23面にわたって書かれておりました、今回の事件に関する記事の一部を紹介したいと思います。長文ですので、後段の大事な部分というか気になる部分を読ませていただきます。「自然を誇るまちに」という小見出しから始まっています、その一文をずっと読ませていただきます。

自然を誇るまちに。

経済を考えると悪いとばかりは言えない。うみを出し切って、どちらの言葉にも理はある。まちは経済がないと成り立たないが、経済だけでも人は暮らしていけない。ルールを守るという社会の基本が崩れたまちでは、子供たちを健全に育てることもできないし、郷土を愛する心も生まれにくい。漁協の指導力不足を指摘する声も少なくないが、安全操業では細かい魚種別の混獲枠など、違反を誘発しかねない規定もある。漁協の力にも限界がある。今回の事件を、ここで生活していく町民みんなで受けとめ、どうしたらいいのか考えることはできないか。時間はかかっても、改善策を出すことはできないか。水産行政は多くの問題を抱えているにしても、そのつけは地元が背負うのだから。まちの未来を他人の手にはゆだねてはいけない。羅臼を離れた11日も、白く輝く国後島がよく見えた。羅臼は事件で話題になるのではなく、やはり世界自然遺産となった美しい自然を全国に誇るまち

であってほしいと書かれております。

私は、これで思いますのは、我々はこの機会に今回の問題を真剣に受けとめて、襟を正して対策を考えていかなければならないのではないかと、このように思いますが、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま披瀝されました一部マスコミの報道は別といたしまして、ルールを守るということにつきましては、今回の事件に限らず、社会規範として、当然我々が守るべきことだろうというふうに思っているところでございます。

今後につきましては、先ほども申し上げましたけれども、再発防止ということも含めながら、あるいは、まち全体としての受けとめ方ということもあるわけでございますので、このことにつきましては、当然、今漁協としても内部の中でいろいろと議論、あるいは協議もされていることでしょうかから、その状況を見定めながら、このことに関しましては、直接的な指導機関ということには私の立場としてはなっていないという状況もございまして、その辺のことも慎重に見定めながら、漁協との情報を密にしながら対応してまいりたいというふうに思っているところであります。

いずれにしても、羅臼町全体のイメージダウンということについては否めないことでもございますので、御指摘の件につきましては、我が町として、どういう形でこのことに関して対処したらいいのかということも慎重に見定めなければならないと思っておりますので、今後とも、議員皆様の、あるいは町民皆様のさらなる御理解と御意見、あるいは御協力をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 私も全く同感で、これは町全体として考えていくべき問題、それで漁協にも働きかけをして、ルールをきちんと守っていかなければならないのではないかとこのように思います。

その上で、先ほど壇上でも申しましたが、トロールの問題は、海底を荒らすとか、根こそぎ乱獲される、環境問題としても大変大きな問題でありまして、今後の根室海峡の漁業、それから環境保全のためにも、この海峡でのトロール船の操業をやめていただくことを関係機関に強く要望していただきたいと思います、いかなければならないと思います。

続きまして、診療所に関してですが、町長は、概要が整い次第、町民の皆様の御意見をお聞きするとおっしゃっておりましたので、なるだけ早いうちに懇談会、あるいは説明会を開いていただいて、皆様の声を聞いていただきたいと思います、このように思います。

診療体制と運営の計画については、私は、本来、診療所改築をするに当たっては、ハードもソフトも基礎となるものは、当然、専門家、それから医療スタッフの意見、それから町民、患者の皆様の声をお聞きした上で、構想、また、基本計画などを作成してお示しいただくのが筋ではないかなというふうに考えますが、羅臼の場合では、まだそれが作成さ

れておりません。それをおつくりしていただいて、それを資料として皆様にお配りする、あるいは開示していただくことをお願いします。

例えば、今、根室も病院建てかえを計画しております。市立根室病院を例にとりまして、当初の計画では平成16年に病院建築構想を行っておりまして、それまでに、市民、患者の皆様、それから職員など、いろいろアンケートをとったり意見を聞いておりまして、それらの結果も根室では公表されております。その後、平成18年に常勤医が激減したために建設の計画を一時ストップしまして、診療体制を確立するほうがまずやらなければならないことではないかと、医師確保に努めて、平成21年にお医者さんが17名となって、診療体制がもとにもどったので、昨年3月から基本構想、基本計画を作成するとともに、本年の着工を目指して、さらに審議委員会や議会の委員会などで意見調整を行っているようです。

ちなみに、市立根室病院の新築基本構想というのは、こういうふうに冊子にして、これは昨年の6月に発行されたもので、こちらのほうはその後、この構想をまとめたものを基本計画として7月に出されているのです。ですから、こういうこともやっぱり丁寧に、羅臼町はまだこういうものを出されておられませんから、ぜひこういったものを、こんな厚みがなくてもいいですから、こういうものを示していただく必要があるのではないかとこのように私は思います。

この基本構想の内容ですけれども、建設計画のフロー、それから基本的な考え方、現状と課題、医師及び医療スタッフの状況、医師、看護師の安定確保、それから診療体制、患者の動向、流出患者調査、将来の推計、現在の根室病院の経営の状態、それから収支の推移、収支の分析、損益分岐点の分析、今後の課題と取り組みなど、もろもろ二重、三重と丁寧に計画を立てて市民の皆様には発表しております。

本町も、この建設に当たっては、診療体制が整っていませんから、私は急ぐことなく、丁寧に基本構想とか基本計画を作成していただいて、それをもとに、議会、それから町民の皆様と話し合いを重ねて行っていきたいなと思います。それについて、町長のお考えがありましたらお答えをお願いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） お答えいたします。

今、根室市のことがいろいろお話がありました。根室市は根室市の事情があつて、根室市のことでありましようから、それは私どもとしては参考にはするとしても、根室のとおりやるという考えを私は持っているわけではありません。我がまちは我がまちとしての独自の考え方で進めさせていただいておりますし、とりわけ、今、議会の特別委員会という中で、このことにつきましては議論されているわけでありますから、その特別委員会の議論の中で、結果として、特別委員会としてどういう結論が出されるのか、その状況も私としては十分に見きわめなければならないというふうにも思っておりますし、加えて、先ほど申し上げましたように、一定の基本設計ができ上がった段階で、町民にそのことをお

示ししながら、あるいは、前から、町民からいただいております浄財が既に2億円を超えたという状況もございますし、そのことも含めながら、前から申し上げておりますように、できるだけ借入金を少なくしたいという思いの中で、そして、町民の皆さんの浄財、これを有効に活用させていただくということも含めて、さらに町民の皆様はそのことの協力を求めていきたいということも、これはやはり町民の皆様の御意見をいただくという形で進めていきたいというふうに思っておりますので、なお、具体的な収支のことにつきましても、特別委員会の中でお示ししなければならないというふうに思っておりますので、その中でまた十分御議論いただければというふうに思っているところであります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 箱物とはもかく、箱物というのは大体もうわかりますけれども、箱物と同時に、過去に本町の場合、病院で多額の不良債務を発生させておりますから、町民の皆様も箱物以外のその後の運営、そういうことはどうするのだということを心配されている方が結構いらっしゃると思うのです。また、つくったはいいけれども、また借金が重なって、羅臼町が夕張みたいになると困りますので、そういうことのほうがむしろ大事にして慎重にやっていただきたいと思えます。

私は必ずしも建設に反対ではありませんが、羅臼診療所は現在、常勤医の先生は1人です。ですから、建設に当たっては、3人体制ということ、今、町長はおっしゃっていますので、診療体制が安定してからでも、建築構想をしっかりと計画をお示しになって、それからでも遅くはないのではないかとこのように思っております。それについて、町長。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 医師の3人体制ということにつきましては、建物の診療所の改築と決してイコールではないと。現時点でも、医師1名の体制の状況を何とか2名、あるいは最低限3名ということを目指して、今いろいろ医師の招聘に努めているところでありますから、したがって、今の診療所は老朽化はしておりますけれども、ベッドもありますし、スタッフさえそろえれば、今でもベッドの再開、あるいは救急の受け入れは可能だというふうな状況になっているわけです。ただ、それができないというのは、スタッフがそろわないという状況があるということでもありますから、したがって、そういうことも含めながら、あるいは、医師を招聘するにしても、やはり勤務環境ということもあるとするならば、果たしてこの老朽化している病院の中でもって快適に医師に勤務していただけるかどうかということも含めて考えますと、やはり一日も早く今の診療所を新しくしたいという思いがあるわけありまして、これは決して急速にどうこうではなくて、町民の思いがそこにあるということも考え合わせますと、私はできるだけ一日も早く完成をしたいなという思いの中で今進めさせていただいているということでもありますので、御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） それであれば、なおさら、診療体制、つまり、経営的に収支のバ

ランスとかそういうことをしっかりとやっていただいて、町民の方たちにお示しいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 特に答弁は要らないようでありますけれども、先ほどもお話ししましたように、診療所の赤字をできるだけ少なくしたいという思いはありますけれども、当然、救急の受け入れ等々を考えたときには、採算に合わない経営もしなければならぬということがあるわけでありまして。これは、町内唯一の医療機関ということであれば、それは当然町の責任としてやらなければならないということもあります。したがって、そういう面では、公設公営でこのままずっとやっていくとするならば、当然そういう赤字もある程度覚悟せざるを得ない。当然、経営努力はいたしますけれども、そのことはひとつ御理解いただきたい。その上で、さらには医師の安定的な確保という両方を満たすとするならば、先ほども申し上げましたように、果たして公設公営のままやっていくことができるのかということも当然考え合わさなければならないということの延長線上では、公設民営も、状況によっては考えなければならないということは先ほど申し上げたとおりでございますので、その辺のことにつきましては、今後の医療を取り巻く環境の変化等々も踏まえながら検討していかなければならないというふうに思っております。当然これについては議会の皆様に御相談申し上げながら進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、一般会計からどんどん繰り出すということになりますと、当然、財政基盤が弱くなってまいりますし、先ほど議論がありましたように、連結決算という状況の中では、財政一般会計のみならず、診療所会計のみならず、全体の会計を通した中でもっての財政運営ということがございますから、その辺もひとつ御理解を賜ればというふうに思っております。

以上であります。

○議長（村山修一君） これで、高島君の質問を終わりました。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩します。午後1時、再開します。

午前11時44分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

次に、8番山下崧君。

○8番（山下 崧君） それでは、通告している2点について、町長にお尋ねしたいと思います。

今年度も、予算の編成に当たっては、町長以下大変苦勞なさって、予算の一つの方針を

出してきましたが、さらなる自立をしていくためには、さらなる行財政改革がぜひ必要である。そこで、町民に本当に信頼されている自治体を目指すためには、今お話ししたように、現状の財政危機をさらに見直す必要がある。町民の負担軽減や、あらゆる経費の削減を検討し、安定した行財政運営をすべきである。限られた依存率の高い財源を有効に活用するために、以下についてお伺いしたい。

今後の行財政運営のためには、義務的経費の中の人件費の執行をどう考えているのか。

その2番目には、その他の経費、物件費、維持費、公債費、補助費等を含んで、今後の考え方をお聞きしたい。

2番目には、行政評価をしながら行財政改革を進めていると思うのですが、さらに改革を進めていくために、行政評価は大変重要であると思われるが、町長の考えをお聞きしたい。

それで、なおつけ加えて、改革の理念について、これもお尋ねしたいのですが、住民一人一人が大切にすまちなすまちなするためには、やはり住民に安心して豊かに暮らせる土壌がなければなりません。第一に、そのために行財政改革を徹底して実施すべきであり、行財政改革の基本というものは、地域住民のために何ができるかである。すなわち、子育て、教育、高齢者福祉、生活の安定、今後、少子高齢化、過疎化の進展に伴い、現行の行政サービスを維持しながら新しいニーズに対応していかなければなりません。従来の固定概念にとらわれることなく、自助努力をしなければ目標の達成はできません。

そこで、先ほど言われたような経常経費の見直しや、政策経費の見直しや、行政守備範囲の見直しを行って、真の協働のまちづくりをして地域社会を創造することが求められています。この改革のために、自分たちではなく、子供や孫にも受け継がれるものであって、しかも、小さいまちだからこそできる地域住民とともに展開して独立独歩で生き抜く自治体がある限り、羅臼の未来は展望できると思います。

そこで、この2点についてなのですが、今回の予算全体を見ても、先ほど前の議員が質問しておりました行財政改革の中、また、健全財政の改良とかということで、病院の不良債務の解消も2カ年で行って来ました。大変結構なことなのですが、大変無理があるのではないかなど、不良債務の解消については、私も総論では賛成ですが、いわゆる住民負担が、先ほど言いましたように、国保税についても全国有数の高い保険料、それから水道料、これについても高い水道料。今回、町長が進めている診療所の改築の問題についても、さらなる町民の大きな浄財をお願いしようとしている。それには、お願いすることばかりではなくて、住民に対する行政サービスの低下をしないで、行政サービスを維持しながら、この行政運営をしていって、真の支え合う地域、町が自立していくために、町民の負担増や、あらゆる経費の削減を、やはり本当の協働のまちづくりをするために、さらなる見直しをしていただきたいと、それについて、先ほどのことについての壇上の質問をこれで終わりますが、よろしくお願ひします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま、山下議員より、行財政運営について御質問をいただきました。

2点にわたっておりますけれども、それぞれ関連がありますので、一括してお答えしたいと思います。

山下議員御指摘のように、当町におきましては厳しい財政状況の中、平成10年度より3カ年ごとに行財政改革大綱に基づく改革を行ってまいりました。平成10年度から12年度までを第1次、平成13年度から15年度までを第2次、平成16年度から18年度までを第3次と位置づけて、さまざまな行財政改革を実施してまいりました。

17年度には、さらなる改革を進めるため自立プランを作成するとともに、町民及び各団体の関係者等から成る羅臼町自立プラン評価委員会を設置し、羅臼町自立プランの進捗状況を定期的に監視して、評価、提言をいただき、それに基づき、厳しい行財政改革を断行してきたところであります。

また、平成19年度以降は、自治体財政健全化法の施行に伴い、行財政改革の抜本的な見直しなど、さらなる改革が必要となり、現在まで取り組んできた3カ年ごとの行財政改革と自立プランの項目をさらに検証して、羅臼町行財政改革実施計画8カ年、平成20年度から27年度までを20年度に策定したところであります。また、この計画に基づき、第4次行財政改革3カ年の実施計画、平成20年度から22年度もあわせて作成し、現在も計画に基づき、評価、検証を実施しているところであります。

その中で、職員の人件費につきましては、議員御承知のとおり、平成17年度から職員給与の削減を実施してきており、平成16年度と比較して、平成20年度決算で約22%の削減となっております。また、物件費、維持補修費等も、3カ年ごとの行財政改革実施計画に基づき、毎年事業の検証、見直し等を行ってきた結果、20年度決算で約15%から18%の削減となっております。

今後は、行財政改革実施計画を引き続き実施しながら、国や北海道の動きをしっかりと見きわめ、選択と集中の観点で行財政運営に取り組み、持続可能な財政基盤の確立に向け全力を尽くしてまいりたいと存じますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 山下君。

○8番（山下 崧君） ただいま町長から答弁をいただきましたが、一番大切なことは、協働のまちづくりであれば、この厳しい財政を乗り切るためには、行財政改革を私はさらにしていただきたいと思いつつも、いわゆる住民サービスですね、または住民の負担、税、それから使用料、利用料、これらについて、やはりもう少し温かい行政があつていいのではないかなど。具体的な数字は申しませんが、今回、管内の4町の予算ですね、これは新聞を見させていただいて、当町と違う点、例えば土木費を見ても、いわゆる投資的経費というか、土木費ばかりではないですけれども、かなり低い、これは当然、政策予算が少ないということを私も知っております。しかしながら、やはりある程度は、この土木に

限っていうと、管内では10%台を維持しているにもかかわらず、当町は1.8%。それから職員費については、当町が23.6%で、ほかの町村、これは4町ですけれども、大体15%前後のことで推移しております。このあたりが、私もちよっと気になったのは、今年度、今まで職員費については、100分の10をずっと計画的に削減して、これも職員も大変な思いで、それに手を抜かず、勤勉をしてきたと思うのです。今回は100分の8ということで、今回の数字について、このことに対する町長の考え方、どういう考え方で100分の8、これに対する裏づけ試算というのでしょうか。先ほど言いましたように、町民の負担増がすごく大きいのです。これらに対して、町民のもう少し、いわゆる協働のまちづくりとすれば、配慮があつていいのではないかなと、私は気がするのですけれども、これに対する町長から述べていただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 先ほどの質問の中でも、改革の理念ということも含めてお話があつたところであります。当然、協働のまちづくりということで、今進めているところでございまして、さかのぼれば、合併を標榜した結果、できなかったという状況の中で、自立のまちづくりということでプランを策定したと。その中で、当然これは、町民のいろいろな各層から成る方々に参画していただいて、今後の行財政改革をどう進めたらいいのかという中で、いろいろと提言もいただいたと。もちろん、町長としての私の方向性も示しながらという中で、町民の総意とは言いませんけれども、関係団体各層から成る方々に議論をいただきまして一定の方針を決めたという中で、そういう形で今進めさせていただいているわけでありまして。その中であつて、町民の皆様には負担増であるとか、あるいはサービスの低下ということも含まれていることも事実であります。

したがって、その背景には、このまま推移すると赤字団体にも転落しかねないという状況ということが背景にあつたと。したがって、そうなるとするならば、さらにまた町民に負担増どころか、非常に大きな行政サービスの低下ということも招きかねない。そこは何とか避けたいという中で、特に議員皆さんみずからの報酬の削減であるとか、あるいは定数の削減であるとか、特に私は、職員の給与、生活給であるにもかかわらず、本来、本給にまで削減するということは町長としては非常に忍びない状況ではありますけれども、協働のまちづくりを進める中で、町民の理解、協力を得るためには、私を含め行政職員がみずから、そういう給与の待遇面ばかりではなくて、範を示すべきだと。したがって、職員の頑張っている姿、これを町民に示す必要があるだろうという一連の流れの中で進めさせていただいているわけでありまして。したがって、まだまだ皆さんから見れば、行財政改革が足りないということが、点があるとするならば、この部分について特に足りないのだということも御指摘いただければというふうに思っておりますが、私は私なりに、かなり相当の部分は行財政改革をやってきたと思っておりますが、ただ、ここでもってやっばりどうしても、事務的経費でもって必要なものは必要だというものが出てまいります。特に、私が気にしているのが、今年の場合は約34億数千万円の予算の中で、約3億円近い財政

的な負担が、特に衛生費関係、清掃費、あるいはリサイクル、最終処分場、し尿処理等々のところはかなり投資しなければならないということについては、非常に他のまちに比べて大きく費用がかかっているなというふうに思っているわけであります。

そういうことも含めながら、財政構造ということもございませう。そういうことからいって、今こういう形で進めさせていただいている中で、何とか赤字転落を解消する状況になったということと、不良債務の解消もできたということ、これについては、先ほど申し上げましたように、職員のそういう理解のもとということが非常に大きいと、私自身も思っております。したがって、そういう観点から、何とか21年度の決算時において黒字に転換できる状況になったという中で、何とか今までの職員に我慢も強いてきたということも含めて、一気にできませんけれども、そのうちの5分の1に当たる2%、これを戻すといえますか、職員にしてみると、本来であれば、削減なしにさせていただきたいというのは当然の要求でありますけれども、何とかそこは8%さらにまた続けさせていただきたいという状況の中で今日に至っているということでございませうので、この点も含めて御理解を賜ればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 山下君。

○8番（山下 崧君） 町長の大変苦しい胸の内は私はわかってこの質問をしているのですけれども、やはり町民に、または午前中にも質問がありましたように、国保税の問題も、これも料率改正が、恐らく税改正ですね、あるだろうと私個人的には推測するのですけれども、それらが住民の負担がどんどんふえて、いわゆる先ほど言ったように、住民のサービスが低下していくのでは、一時、町の財政が黒字になったとしても、やはり性急にやり過ぎたのかなという、2カ年でやったことには大変努力は私も評価するのですけれども、不良債務の解消ですね。しかしながら、この負担の問題については、受益者とその負担というのは、これは切っても切れない関係にあって、それについて先ほど私も言いましたように、使用料とか利用料がちょっと上がっている、多少のことは住民も仕方のないのだけれども、やはりそれには、一番大事なことは意識の問題かと思えます。町長も事あるごとに、その意思改革についての姿勢を私も聞いておりますけれども、やはり町民にいろいろな形で負担を強いるとすれば、町民にわかりやすい行政というか、もっとサービスの、お金でなくてもまたサービスできることはあると思うのです。それらについて1点。

それから、私も収入というか、過去に、前に提案を申し上げたことがあるのですけれども、町の財源の中に広告収入ですね、これらについて、もしか広告収入でも町の財政になると思うのですけれども、これらについて、もしか考え方があれば、そのまず2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今のお答えする前に、先ほどの関連でもってちょっと職員の人件費の関係、ちょっと私からあえてお話しさせていただきたいのは、今、20年4月1日

現在におけるラスパイレス指数なのですが、これは国家公務100%とした場合の指数であります。管内の状況をちょっとお話しさせていただきますと、根室市が95.8%、それから別海町が96.7%、中標津町が96.0%、標津町が94.6%、羅臼町が87.8%と。ほかの市町が90%台という状況の中で、羅臼の職員の給料のラスパイレス指数87.8%と、90%を割っているわけでございます。したがって、そういう状況もひとつ数字として結果としてあらわれているということもございまして、その点もひとつ御理解を賜ればというふうに思っているところであります。

それから、山下議員御指摘のとおり、ただお金ではなくて、ソフト的な行政サービスということも当然あると、それは先ほど申し上げましたように、職員がいかにか頑張っているかということが町民に認めてもらえるかということだというふうに思っていますから、そういう意味では、私は今年度の年度始まりの職員の訓示のときにも申し上げましたけれども、財政的に苦しい状況の中では、町民に対しては、そういう負担増、あるいは行政サービスの低下もお願いしているという状況の中では、職員には心の行政サービスをということもお話しさせていただきました。そういうことも含めて、今後ともさらにそれを進めてまいりたいというふうに思っています。

ただ、1点、赤字解消といいますが、病院の不良債務を2カ年でやっとなら、短期間でやっとならということをおっしゃっているのですが、これは住民サービス、少なくとも、できるだけ早くそれを解消することによって住民サービスの向上に向けたという思いもある中で進めさせてもらったということもありますし、計画から見るとかなり早かったというのは、要するに国の財政状況のこの変化も一つあったということもありますし、いろいろ我がまちは我がまちの中でやってきたこともありますけれども、そういうことも含めてトータルでそうなったということでもあります。決して急いだわけでもありませんけれども、できるだけ早くという中では、思ったよりは早く解消できるに至ったかなと思っていますので、今年度の予算の中では、来年度以降に向けた財政基盤の強化という、これは連結決算という状況の中で、そういう形をとらざるを得ないというような状況もありますけれども、そういう強化をしていく中で住民サービスの向上と、あるいは負担増の解消ということに行財政転換をしていかなければならないだろうというふうには思っているところでもあります。

それから、広告収入の関係でありますけれども、前にも御提案もいただいたこともありまして、取り組んではみましたが、今ホームページでは1件だけ、5,000円だけ、そういう事例はありますけれども、なかなかこれは今のところ、私どもの展開の仕方が悪いのか、あるいは手法がどうなのかということも含めて、いま一度この辺については検証して、広告収入ということについて、また再び取り組んでまいりたいというふうに思っています。

以上であります。

○議長（村山修一君） 山下君。

○8番（山下 崧君） 大体、町長の考え方については私も同感なのですが、先ほど言いましたように、あくまでこのまちが協働での精神で、お互いに住民と、いわゆる支え合いながら自立していかなければならない。それには、やはり町民に対するサービスと叫ぶか、そういったものをもう少しきめ細かい行政をしていただきたい。

提案を一つしたいのですけれども、前にも申し上げたことがあるのですけれども、いわゆるフレックスタイムの導入ですね、これらが行政サービスで住民もつとできるのではないかなど。これらについて検討したことがあるのか、また、これからしようとしているのか、そのあたり、もしか考え方があれば、これは住民サービスにとっても大切なことだと私は思うのです。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今の御提案であります。フレックスタイムに関しましては、他の自治体でも検討したり、あるいは一部やっているところもあるというふうにも、そういう情報を得ている中で、数年前にも一度検討したことがあります、今それを実施に至っていないということにつきましては、職員数も減っているというような状況の中で、時間、早朝、あるいはその後というような、5時過ぎて、あるいは9時前ということの、そういうローテーションを組みながらということにつきましては、役場だけ、本庁だけということであれば一部可能かもしれませんが、それ以外の職場もあるということで、なかなか統一した形ができないということもございますので、これについては非常に住民サービスという観点から見れば、できることならやればというふうなことも考えますけれども、これについては今御提案もいただきましたし、さらにまた私としても決して全く考えないことではございませんので、いま一度それが可能かどうかも含めて、できることがその中でもってあるとするならば検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 山下君。

○8番（山下 崧君） 最後に、町長に、これは先ほどもちょっとお話は聞いていますが、いわゆる病院の不良債務が解消されるということで、これは大変いいことで、今後の財政運営ですね、町長は行政執行方針にも書いていますが、もしかもう一歩突っ込んだ考え方があれば、ことしの町長の決意といいますか、考え方についてお尋ねして終わりたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今後のということですが、今御案内のとおり、国の政権が交代し、自民政権から民主党政権になったという中で、民主党政権にしてみると、23年度の予算が本格的に民主党の手によって本格的に予算が編成されるわけでありまして、今後、事業仕分け等も入っていく状況の中で、地方財政に対しての制度的なことも含めて、政治的な配慮ではなくて、規則的な、制度的な仕組みがどうなるのかと、この辺をきちんと見なければ、なかなか我がまちとしては、先般来申し上げているように、依存

率の高い財政構造となっているという状況の中では、なかなか今ここで、こういう形でもって、数字をもってということも含めて、なかなかできないということではありますが、先般来申し上げておりますように、この22年度、財政基盤の確立ということを主眼にしているということもございます。そういうことの安定的な財政基盤を確立することによって、町民のサービス、あるいは負担増の解消ということに向けていきたいというふうに思っております、いま一度、この22年度も含めて23年度の国の予算の中で、地方財政に対する支援なり、あるいは制度設計なりがどうされるかということ、きちんと見きわめた上でもって、ある程度確かな町の財政の見通しを示せるのではないかなと思っております、現段階ではなかなかその辺が不透明な部分がありますので、その辺では御理解いただきたいというふうに思うわけでありまして。

○議長（村山修一君） これで、町長、教育長、行政執行方針に対する質問及び一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の議案審議は、議事日程のとおり、平成22年度一般会計予算及び関連条例2件を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、平成22年度一般会計予算及び関連条例を審議することに決定しました。

◎日程第 1 議案第 5号 平成22年度目梨郡羅臼町一般会計予算

◎日程第 8 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

◎日程第 9 議案第13号 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第1 議案第5号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計予算及び日程第8 議案第12号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第9 議案第13号職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についての3件について質疑を許します。質疑ありませんか。

湊屋稔君。

○1番（湊屋 稔君） 一般会計のほうで一つ町長のお考えを伺いたいところがございます、御質問させていただきたいというふうに思います。

先般の初日の議会で、合併浄化槽の普及費ということで、補正予算のほうで、本来漁協のほうから60万円という補助をいただいていたものが、今度予算の中には盛り込まれていないという、前年度から60万円が減ったということで、この合併浄化槽の問題ですけ

れども、実際に昨年度の予算から見ると何百万円か減っているというようなことなのですから、今回委員会の中でも、減ったというか、漁業のほうからの助成がいただけなかったという理由についてはお伺いはしましたけれども、町長のお考えをちょっと、減ったというか、そういった漁協との関連ですね、この合併浄化槽の問題については、やはりしっかりとした予算を持って、今後、漁業というものの影響というのは、非常に大きいものと考えています。例えば磯焼けの問題ですとかそういったことに対して、家庭から排出される汚染された水というものが、川を通して海へ流れてしまうと、そのことによって磯焼けをどんどん進めてしまうなど、そういったことが言われていますので、漁業を中心に行っている町としては、これが基幹産業であるということで、この合併浄化槽の普及にやはりもっと力を入れるべきではないかなと。

そういう意味では、今回予算が減っているということと、また、漁協からの助成が切られているということについて、今後、やはり漁業を中心として考える以上、漁協との連携というものをしっかり持った上で、この環境衛生ということを考えていかなければいけないと思うのですけれども、町長のお考えをお伺いしたいなというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 合併浄化槽のことにつきましてお答えいたします。

合併浄化槽普及に至った経緯につきましては、羅臼町の場合、下水道にするか合併浄化槽にするかという大きな議論があったところでございます。賛否両論あった中で、うちの地形上の問題も含めて、あるいは家屋連たん、家屋といいますか、市街地形成がされているところと、そうでないところ、そういうことも含めると、結果として、そのときの議論の中で合併浄化槽ということになったわけでありまして、現在、公的な建物も含めると、約60%近くという状況になっております。あと残り40%ということ、まだまだハードルが高い部分がありますけれども、そういう中であって、普及していく中では当然快適な生活ということもさることながら、これ以上海を汚したらだめだろうということが根底に一つあったと。これが非常に大きなテーマとしてあったということでもあります。海を汚さないということ。

したがって、そういうことを進めていく中で、当時は国の補助金も北海道の補助金もある程度あったということと、加えて、町の補助金も含めて、本当に町民はそんなに負担しなくてもできたという状況がありましたが、そういう中であって、現在、北海道の補助金も打ち切られる状況になってきたということでもあります。それから今、漁協からいただいていた60万円、それもそういう海を汚さないということの政治的なといいますか、政策的な判断の中で漁協に協力を求めたという経緯もあるわけでありまして。

したがって、今回、漁協の60万円が打ち切られたという状況の中では、漁協の職員住宅の建てかえとの関係もございまして、本来であれば、そこにもうちのほうとしての補助金を出さなければならなかったのですが、その辺を漁協の財源でやっていただきたいという状況の中で、漁協としては60万円については、ではというようなことで減額されたと

というような経緯もございますけれども、それはそれとして、本来は趣旨の違う話でありますから、いただくものはいただく、出すものは出すということにしなければならないことでもありますので、今後につきましては、北海道の補助金もカットされたというような経緯もございますので、改めて漁協のほうに、最初の補助金をいただいたというときの経緯にさかのぼって、いま一度、漁協に協力を求めていきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 聞きたいお答えを聞けたということで、ぜひ環境というものを、今、町長がおっしゃった原点に戻って、やはり協力できるところは協力し合っていくですとか、それから、考え方、理念をぜひ一緒にやっていっていただきたい。漁協というのは、このまちにとっては非常に大きな役割を果たしているところと、それと行政を担っている羅臼町というところが理念を一緒にすると、もっと強いものになっていくというふうに考えますので、この環境問題、それから魚場の形成ということも含めて、ぜひ漁協といろいろお話をなさって、これは金額の問題ではないと思うのです、ぜひそういった思いを一緒にさせていただきたいなというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） ほかにありませんか。

田中良君。

○2番（田中良君） 議案の10号のことで、ちょっと町長の指針を聞かせていただきたいと思います。

国民健康保険診療所特別会計の予算案のことなのですが、前年度から見まして…

○議長（村山修一君） 暫時休憩します。

午後 1時34分 休憩

午後 1時35分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま審議されております一般会計予算及び関連条例については、質疑をこれで一時打ち切り、一括審議の中で総括的に質疑をしていただきたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

これで、一般会計予算及び関連条例の質疑を一時打ち切ります。

◎散会宣告

○議長（村山修一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

あすは午前10時開議といたします。

あすの議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これで散会します。

どうもありがとうございました。

午後 1時36分 散会